

寝屋川市総合教育会議

平成27年10月21日(水) 15時～

議会棟4階第1委員会室

会議次第

- 1 開会
- 2 「寝屋川市教育大綱(素案)」策定に係るパブリック・コメントの結果及び「寝屋川市教育大綱(案)」について
- 3 閉会

[配布資料一覧]

- (1) 寝屋川市総合教育会議傍聴要領
- (2) 「寝屋川市教育大綱(素案)」パブリック・コメントの結果について
- (3) 寝屋川市教育大綱(案)(見消し)
- (4) 寝屋川市教育大綱(案)

寝屋川市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市総合教育会議運営要綱（平成27年6月8日制定。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、寝屋川市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第2条 傍聴人の定員は、会議を行う会場（以下「議場」という。）の状況等に応じて別に定める。

2 教育総務課長は傍聴を希望する者が傍聴人の定員を超えるときその他必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の受付は、先着順とし、会議開始の30分前から開始する。

3 傍聴券は、第1項の規定により傍聴人受付簿に必要事項を記入した者に対し、傍聴人の定員の数を限度として先着順で交付するものとする。

4 傍聴人は、議場から退場する際に傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者

(2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者

(3) たすき、ゼッケン、ヘルメット、鉢巻き、腕章その他これらに類するものを携帯している者

(4) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者

(5) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者（第7条ただし書の規定により許可を得た者を除く。）

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそ

れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切ること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場及び傍聴席の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議資料の取扱い等)

第6条 傍聴人は、会議の終了後は、閲覧用の会議資料を返却しなければならない。この場合において、その写しの交付を必要とするときは、寝屋川市行政資料等有料複写サービス取扱要綱（平成9年10月1日制定）第3条に定める費用を実費として支払うことにより、交付を受けることができる。

2 会議の議長は、閲覧用の会議資料を返却すべきこと及び前項後段に規定する手続によりその写しの交付を受けることができることを傍聴人に周知するものとする。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議の議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しないこととする場合は、速やかに議場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて事務局の係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の議長は、これを制止し、そ

の命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任等)

第11条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月17日から施行する。

「寝屋川市教育大綱（素案）」パブリック・コメントの結果について

- 1 パブリック・コメントの実施期間
平成27年8月15日（土）～平成27年9月14日（月）
- 2 意見提出数
28人 127件

寝屋川市教育大綱（素案）に対する意見のあらましと市の考え方

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
1	－	はじめに	「高い志を持ち」「高い志を抱き」に変更すべきでは。夢や志には「抱き」の方が合うのではないか。	1	御指摘のとおり変更します。
2	－		「進めていくことが必要であります。」は「進めていくことが必要です。」に変更すべきでは。他の文章の表現との整合のため変更すべき。	1	御指摘のとおり変更します。
3	P1	基本理念	地域での教育（協育）は当然のことだが、スローガンのようになっていないか。8月にあった事件を考えると基本理念の「人と人が相互のネットワークを形成し、地域に根付いたコミュニティの下、お互い支え合う」様な関係になつていなかつたのではないか。子どもを守る有効な対策と施策の確立を望む。	2	学校、家庭、地域との連携を強化し、子どもたちの安全・安心に努めてまいります。
4	P1		「教育・協育」は「教育と協育」に変更すべきでは。声に出して読んだ場合「きょういくきょういく」となり、読み間違いと捉えられる可能性もある。	1	「・」を「と」に変更しても、音読上の捉え方は同じになるため原案のとおりとしますが、「協育」は造語であるため、その趣旨を理解していただけるよう解説を追加します。
5	P1		「協育」という表現をあえて使う必要は感じられない。	3	「協育」については、学校、家庭、地域、市がそれぞれに協力して推進する教育という趣旨で設けており、その趣旨を理解していただけるよう解説を追加します。
6	P1		『夢を育む教育・協育』として、『教育』は「行政の責任」、『協育』は「家庭、地域が協力して育てる」と分担しているが、学校教育は行政だけで取り組むものではない。	1	学校教育も含め、市教育において「学校」、「家庭」、「地域」、「市」がそれぞれに自律し、それぞれの役割を担い、同じ理念を共有して、連携・協力すること基本理念としております。
7	P1		「自律」は「自立」に変更すべきでは。自律の語句の意味するところは、「自分で自分の行動や考えにまきまりをつけて、それにふさわしい行動をするようにすること。」（例解新国語辞典 三省堂）とある。行政や他の力を借りず、「それぞれの役割を担い」との趣旨に合致するのは「自律」ではなく「自立」ではないのか。	1	自身の立てた規範に従って行動する「自律」と表現しており、原案のとおりとします。
8	P1		「学校」、「家庭」と「市」を区別すべき。行政権力を持つ「市」には「夢を育む学びのまちづくり」の環境づくり、条件整備が主として求められる。	1	「学校」、「家庭」、「地域」、「市」がそれぞれに」と記載しており、区別して考えております。

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
9	P1	基本理念	「はじめに」で「コミュニケーションの方法や価値観が多様化しています」と言いながら「同じ理念を共有して、連携・協力する」というのは、行政主導の押し付けになりかねない。その上での「大綱が示す基本理念の実現」、「実施計画を策定」は危うさも包含する。	1	「コミュニケーションの方法や価値観が多様化」している社会的状況があることを踏まえ、「同じ理念を共有して、連携・協力する」中で「夢を育む教育・協育」を推進するとしているものであり、原案のとおりとします。
10	P1		図書館・芸術などの文化、スポーツの課題が欠落している。	1	学習文化芸術、スポーツ活動については、基本方針の「生涯の学びを育む」に記載しております。
11	P1		「教育とは、人づくりであり」、「教育とは、人育てであり」に変更すべきであり、子どもたちの成長発達を大切にすることのみならず、役を立てるものになる。	3	「はじめに」に記載しているとおり、「子どもたちが大きな夢や高い志を持ち、自らの人生を切り拓き、生き抜いていくために必要な力を育むこと」等を「人づくり」と考えているため、原案のとおりとします。
12	P1		基本理念の根元に日本国憲法・教育基本法がなければならぬ。その精神に基づいて教育を推進するということがどこにも明記されていない。義務教育は全ての子どもたちの学習権を保障し、子どもたちが力を付けるために、平等で公平な制度、条件の下で行われなければならない。	2	大綱は、法の定めを遵守し、教育施策を推進することを前提としており、原案のとおりとします。
13	P1		夢を育むためには子どもたちの命を守り輝かせることが根本ではないのか。「いつの世も、子どもは存在そのものが未来であり、希望である」との教育理念で教育を進めてほしい。	1	子どもの命を守ることを前提としておりますので、原案のとおりとします。
14	P1		「夢を育む」は「一人一人の夢を育む」に変更すべきでは。	1	「夢を育む」対象は、子どもを含む全ての市民と考えておりますので、原案のとおりとします。
15	P1		「社会全体が協力関係を築き」は「社会全体が互いに尊重し合って協力関係を築き」に変更すべきでは。	1	「協力関係を築き」は、互いに尊重し合う等が前提と考えておりますので、原案のとおりとします。
16	P1		「それぞれの役割を担い、同じ理念を共有して」は「それぞれの意見を十二分に聴き合い、尊重しあって」に変更すべきでは。	1	「同じ理念を共有」は、互いに意見を聴き尊重し合うことが前提と考えておりますので、原案のとおりとします。
17	P1		「同じ理念を共有して」は「理念を共有して」に変更すべきでは。「同じ」と「共有」という同意語が重複している。	1	「学校」、「家庭」、「地域」、「市」の理念が同一であることを表すため、原案のとおりとします。

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
18	P 2	イメージ図	「協育」は丸く囲い込まれているが、その真ん中には「子ども」がいるべきではないか。	1	イメージ図については、基本理念を図示したものであり、原案のとおりとします。
19	P 3	基本理念を支える4つの基本方針	「戦略的」は削除すべきではないか。誰と何に戦うのか。企業の経営方針を引用しているようで、教育大綱の言葉としてはふさわしくないのでは。	1	「戦略的」については、将来を見通しての方策としての意味で表しており、一般的にも使用されておりますので、原案のとおりとします。
20	P 3		基本方針の冒頭は「安心して学べる環境づくり」に全力をつくす」だと考える。行政も地域も、一丸となって「子どもたちを守る」ことが大前提だと考える。	1	子どもの命を守ることを前提としておりますので、原案のとおりとします。
21	P 3	生きる力、学ぶ力を育む	ICT教育に関しては、授業時間数やカリキュラムの関係、ネットワーク環境の問題、指導者の力量などで十分な成果は上がっているのか。また、過大な荷重をかけるように配慮すべきであり、急ぐ必要はない。	2	ICT教育は、高度情報化の進展などの社会情勢等から、子どもたちの生きる力・学ぶ力の育成に必要なものと考えられており、これまでの成果の検証を含め、取組を推進してまいります。
22	P 3		英語教育は、実際の成果の検証が必要である。小学校での英語教育も必要かもしれないが、それ以上に基礎学力向上の方策が必要である。	1	英語教育は、グローバル化の進展などの社会情勢等から、子どもたちの生きる力・学ぶ力の育成に必要なものと考えられており、これまでの成果の検証を含め、取組を推進してまいります。
23	P 3		小中一貫教育について「新たな体制」、「制度構築」、「次のステップへの飛躍」とは具体的に何を指しているのか。小中一貫校を指しているのであれば、これまでの取組を、P D C Aサイクルののっとなった上での客観的數字に基づき検証が必要である。	2	
24	P 3		小中一貫教育を「新たな体制や制度構築を進め、次のステップへの飛躍を図る」としてはいるが、小中一貫校の設置の強行へとなつながらかねない危惧を抱く。	3	
25	P 3		小中一貫教育、小中一貫校は多くの問題点を含んでおり、急ぐ必要はない。	6	小中一貫教育は、平成17年度から取り組んでおり、特色ある中学校区づくりを進める中で、家庭・地域等との連携などにより、推進していくものであり、小中一貫校を始め、具体的な施策、取組は実施計画等で示してまいります。
26	P 3		「義務教育学校」が制度化され、課題が多い中、大綱が教育行政の根幹となることを考えると、「新たな体制や制度構築を進め、次のステップへの飛躍を図ります」、「小中一貫教育を見据えた」を記述するのは拙速である、削除の検討がいと考える。	4	
27	P 3		小中一貫教育については、それぞれの段階に応じた教育をし、幼稚園、小学校、中学校の連携が大切ではないか。	2	

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
28	P 3	生きる力、 学ぶ力を育む	憲法や子どもの権利条約に基づき個人の尊重、発達、成長の権利、学習権などを踏まえ「生きる力、学ぶ力」は権力、権限を持つ者にとつての「人材」論になりかねない。	1	大綱は法の定めを遵守し、教育施策を推進することを前提としておりますので、原案のとおりとします。
29	P 3		特色ある中学校区づくり、英語教育、ICT教育等は行政から独立した形、方法で検証を行う必要があると考える。	1	各施策の検証については、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価」において行っております。
30	P 3		「心力」は人によってイメージが変わるため、「学力」や「体力」と同列に何をもちょうと向上とすのかかが問題である。	2	「心力」については、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査や各学校が実施する学校教育自己診断のアンケートの集計結果の分析・経年比較等を行う中で判断しております。
31	P 3		「生きる力」を育む具体策が「社会の高度情報化やグローバル化の進展などへの対応」とは思えない。グローバル化に対応するのが英語教育で、高度情報化に対応するのがICT教育とするならば、学ぶ力と重複する。	1	原案において、「社会生活に必要な思いやりや豊かな心の醸成など」も含めた「生きる力」を育むことを記載しております。
32	P 3		グローバル化やICT化に対応する力はテクニクに関係するものであり、小中学校の教育で最も大切なものは人間として生きる基礎的な力を身に付けることではないか。	4	
33	P 3		特色ある中学校区づくりを進めているが、子ども一人一人に平等に予算を配分した施策を行うべきである。	2	具体的な施策、取組は実施計画等で示してまいります。
34	P 3		生きる力、学ぶ力を育むためには「図書館、学校図書館の活用」が必要と考えるため、記載する必要があるのではないか。	1	
35	P 3		「特色ある中学校区づくり」としているが、子どもたちは同等の教育を受ける権利があり、特色の名で格差につながるようなこと。	2	小中一貫教育の取組において、各中学校区は、それぞれの地域特性や伝統的活動等を踏まえて特色を出し、中学校区として一体的取組を展開しており、本市の小中一貫教育の推進に欠かせないものと考えております。
36	P 3		「生きる力、学ぶ力を育む」は「生きる力、学ぶ喜び、わかる楽しさが実感できる学校に」に変更すべきでは。子どもたちの自己肯定感の低さの背景に競争教育があり、これ以上子どもたちを追いつめる政策はやめるべき。	1	全ての子どもの学習権を保障した上で、自らの人生を切り拓き、生き抜いていくために、必要な力を育むなど、様々な教育施策を実施してまいります。

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
37	P 3	生きる力、学ぶ力を育む	1 段目を「社会の高度成長化やグローバル化に対しての主体的判断力を始め、社会生活にも重要な真理・正義を愛し、個人の価値を尊ぶ豊かな心の醸成など、将来を見据えた子どもたちの「生きる力」を育みます。」に変更すべきでは。	1	社会生活には「思いやりや豊かな心の醸成など」が必要であるとの考えの下、作成しておりますので、原案のとおりとします。
38	P 3		2 段目を「特色をいかした中学校区づくりを進め、子どもたち一人一人の自ら学ぶ力を育み、基礎学力・健全な心身の向上を図ります。」に変更すべきでは。	1	特色ある中学校区づくりを推進する中、「学力」、「心」として、「体力」の向上を目指しておりますので、原案のとおりとします。
39	P 3		3 段目を「特に小中一貫教育については、教師・保護者・地域住民との話し合いをより強化し、その問題点を是非も含めて慎重に検討していきます。」に変更すべきでは。	1	小中一貫教育は、平成17年度から取り組んでおり、今後も推進していくことから、原案のとおりとします。
40	P 3		4 段目を「また、一人一人の発達や特性に応じた指導を行い、情操豊かな幼稚園教育に取り組みます。」に変更すべきでは。	1	「特色ある幼稚園づくり」、「小中一貫教育を見据えた保育所、幼稚園等の連携」の推進が重要であると考えておりますので、原案のとおりとします。
41	P 3		「子どもたちの「生きる力」には「思いやりや豊かな心」のほかに、知識欲、チャレンジ精神、コミュニケーション能力など積極的な生活行動姿勢の醸成が必要では。	1	「子どもたちの「生きる力」」については、様々な内容が含まれており、記載の要素が特に必要と考えるため、原案のとおりとします。
42	P 4	安心して学べる環境で育む	「安心して学べる環境で育む」は「安心してお金の心配なく学べる環境で育む」に変更すべきでは。	1	「安心して学べる環境で育む」には、就学支援を含む様々な施策により推進していくため、原案のとおりとします。
43	P 4		「様々な側面から」は「様々な側面から総合計画を策定し、」に変更すべきでは。	1	前後の文脈から、原案のとおりとします。
44	P 4		「教育環境を推進します。」は「教育環境を推進します。食育教育の充実を努めます。」に変更すべきでは。	1	
45	P 4	地域の絆で育む	「貴重な」は削除すべきでは。地域の人は全て同じように貴重であり、「貴重な人財」というように限定すべきではない。	1	地域の人は、全てが貴重であると考えて記載しておりますので、原案のとおりとします。
46	P 4		子どもたちの深夜徘徊は、背景に家庭環境が影を落とす。学力以上に生活の問題への対応が求められる。	1	学校、家庭、地域との連携を強化し、子どもたちの安全・安心に努めてまいります。

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
47	P 4	地域の絆で育む	「ネットワークの中で」は「ネットワークと子どもたちの居場所づくり、そして課題を抱えた保護者への支援につとめ」に変更すべきでは。子どもたちの学校や地域での居場所づくりと課題を抱えた保護者への支援にも言及すべき。	1	御意見の内容を踏まえ、青少年の居場所づくりは重要であることから「ネットワークの中で」を「ネットワークの中で、青少年の居場所の充実や青少年リーダーの組織づくりの強化など、」に変更します。
48	P 4		「貴重な人財」は「人」に変更すべきでは。人財という造語は行政目線で人を利用できる対象物のように見ているような印象がぬぐえない。	1	貴重な地域の財産としての「人」として記載しておりますので、原案のとおりとします。
49	P 4		1 段目を「子どもたちは限りない発達の可能性を秘めた未来の宝であり、その育成は、地域の大人達や、子ども心理・教育の専門家に支えられねばなりません。どの子ども地域で受け止められねばなりません。そして、信頼し尊敬できる大人達の存在が、健全な意欲につながります。」に変更すべきでは。	1	「子どもたち」と地域の方々（人財）の関わりについての考え方を記載しておりますので、原案のとおりとします。
50	P 4	生涯の学びを育む	2 段目を「人と人が尊重し合ってつながる「地域の絆」、また、そこから生まれる地域の教育力をいかし、学校、家庭、地域が共に支え合う安心できる地域ネットワークの中で、青少年の健全育成を推進します。」に変更すべきでは。	1	「人と人がつながる」ことは、互いに尊重し合うことが前提であり、また、「学校、家庭、地域が共に支え合うネットワーク」には「安心できる」という趣旨を含んでおりますので、原案のとおりとします。
51	P 4		「まちの発展に」は削除すべきでは。子どもたちの可能性はグローバル化の時代において限りなく、「まちの発展」に閉じ込めるべきではない。	1	グローバルに活躍する人財に育てることが「まちの発展」につながるものと考えていますので、原案のとおりとします。
52	P 4		「学校、家庭、地域が共に支え合う強固な地域ネットワーク」は「学校、家庭、地域が共に支え合う強固なネットワーク」に変更すべきでは。「地域」重複しているため。	1	御指摘のとおり変更します。
53	P 4	生涯の学びを育む	「青少年の健全育成」は「子どもたちの健やかな成長」に変更すべきでは。青少年、健全育成は堅苦しい表現ではないか。	1	「青少年の健全育成」については、一般的にも使用されておりますので、原案のとおりとします。
54	P 4		子どもから高齢者までの居場所をしつかりと確保する社会教育施設の整備・充実の施策を進めてほしい	1	具体的な施策、取組は実施計画等で示してまいります。
55	P 4		3 段目の文章として、「そして、これからの環境づくりや場の提供を通じて、まちの活力、文化やコミュニティの形成が図られるよう努めます。」と記述してはどうか。「はじめに」の中で喫緊の課題として取り上げており、その解決方法を明示すべきである。	1	「喫緊の課題」に対する解決については「基本理念を支える4つの基本方針」に含まれるため、原案のとおりとします。

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	市の考え方
56	—	大綱全体	教育大綱は、これまでの寝屋川市が進めてきた教育の反省・総括と子どもや保護者、地域の実態に立って提案されるものであり、検討する必要がある。	2	大綱(素案)の策定に当たっては、これまでの総括を踏まえ策定しております。今後、パブリック・コメントの内容を踏まえ、大綱を策定してまいります。
57	—		4つの基本方針の内、「安心して学べる環境で育む」、「地域の絆で育む」、「生涯の学びを育む」に関してはスローガンのような言葉の羅列になっている。	1	4つの基本方針については、基本理念の下、教育を進めるに当たって設定しており、具体的な取組については実施計画を策定し、取り組んでまいります。
58	—	その他	パブリック・コメントの募集の在り方について、多くの市民の反応が得られるよう、早期の広報掲載や広報紙に回答用紙の折込をしてほしい。	1	
59	—		パブリック・コメントの募集の在り方について、「政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします」とあるが、これでは寝屋川市の設定した枠の中で意見を述べなければならないので、自由な意見を封じることになるのではないかと。	1	パブリック・コメントの募集の在り方については、大綱の内容容ではありませんが、市の施策に対する御意見として承ります。

※寝屋川市教育大綱(素案)に直接関わらない御意見が19人より42件寄せられています。パブリック・コメント制度の趣旨と合致しないため、この表には掲載していません。

寝屋川市教育大綱（案）

～夢を育む教育・協育を目指して～

はじめに

今日、社会における高度情報化やグローバル化が大きく進み、私たちを取り巻く環境は、想像以上の速さで変化するとともにコミュニケーションの方法や価値観が多様化しています。

また、少子高齢化、核家族化の進展に伴い、生産年齢人口の減少を始め、人間関係の希薄化や家庭の孤立等が懸念される中、子どもの安全、子育て支援、まちの活力維持等が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、教育行政においては、子どもの命を守るとともに、子どもたちが大きな夢や高い志を**持ち抱き**、自らの人生を切り拓き、生き抜いていくために必要な力を育むこと、また、市民が心豊かに生きがいをもって暮らせる環境を充実させていくことが重要です。

小中一貫教育における義務教育9年間を見通した子どもの育成や市民が地域で生き生きと暮らせるよう、生涯にわたり学べる環境づくりを進めていくことが必要で**あります**。

未来の宝である子どもたちが夢と希望をもって力強く将来へ歩みを進めることができるよう、教育改革を進めるとともに、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、関係団体等との連携を深め、市民に信頼され、期待される教育の実現を目指します。

市の教育の更なる充実に向け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱をここに策定します。

平成 27 年 月 寝屋川市長 北川 法夫

基本理念：『夢を育む教育・協育』

教育とは人づくりであり、社会全体が協力関係を築き、共に学び合い、共に育み合うことが重要です。

地域社会を構成する人と人が相互のネットワークを形成し、地域に根付いた文化やコミュニティの下、互いに支え合うことで、未来の宝である子どもたちや市民の夢を育む学びのまちづくりが可能となります。

ついでには、「学校」、「家庭」、「地域」、「市」がそれぞれに自律し、それぞれの役割を担い、同じ理念を共有して、連携・協力する中で、共に子どもや市民の夢を熱意と優しさをもって見守り、育てる、「夢を育む教育・協育」を推進します。

対象期間等

策定から概ね4年間（平成27年度～平成30年度）の大綱とします。なお、大綱が示す基本理念の実現に向け、実施計画を策定し、取り組んでいくこととします。

また、そのため市の限りある貴重な経営資源を効率的に活用し、市の様々な部局と教育委員会が相互に協力、連携し、行動するものとしします。

それぞれが自律し、役割を担い、同じ理念を
共有する中で連携・協力し、熱意と優しさをもって
見守り育てる、夢を育む教育・協育の推進



子ども・市民の

夢

※「協育」とは、学校、家庭、地域、市がそれぞれに
協力して推進する教育という趣旨を表す造語です。

基本理念を支える4つの基本方針

「夢を育む教育・協育」を基本理念とし、4つの基本方針を根幹に据え、戦略的かつ総合的な取組を推進します。

生きる力、学ぶ力を育む

社会の高度情報化やグローバル化の進展などへの対応を始め、社会生活に必要な思いやりや豊かな心の醸成など、将来を見据えた子どもたちの「生きる力」を育みます。

特色ある中学校区づくりを進める中、英語教育やICT教育等の取組を推進する等、子どもたち一人一人の自ら学ぶ力を育み、学力・心力・体力の向上を図ります。

特に、小中一貫教育においては、家庭・地域との連携をより強化し、新たな体制や制度構築を進め、次のステージへの飛躍を図ります。

また、幼児一人一人の発達や特性に応じた指導を行うなど、特色ある幼稚園づくりに取り組むとともに、小中一貫教育を見据えた保育所、幼稚園等の連携を推進します。



安心して学べる環境で育む

次代を担う子どもたちが安心して学び、夢や希望を持ち、未来へ力強くチャレンジすることができる教育環境を充実するため、子どもの命に関わるいじめへの対応はもとより、ソフト・ハード面を問わず、様々な側面から教育環境の整備を推進します。

また、市の関連する施策や事業と相互連携を図り、相乗的により高い効果が得られる体制づくりを進めます。

地域の絆で育む

子どもたちは、まちの発展に限りない可能性を秘めた未来の宝であり、その育成は、多様な経験と知識を有する地域の貴重な「人財」に支えられています。

人と人がつながる「地域の絆」、またそこから生まれる地域の教育力をいかし、学校、家庭、地域が共に支え合う強固な地域ネットワークの中で、**青少年の居場所の充実や青少年リーダーの組織づくりの強化など、**青少年の健全育成を推進します。

生涯の学びを育む

市民が積極的、継続的に学習、文化芸術、スポーツ活動に親しみ、豊かで充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じた学びやスポーツを発見し、活動できる環境づくりを進めます。

また、市民の活動に係る成果を発表できる場の提供や、知識・技術をいかせる機会の拡充等に努めます。

寝屋川市教育大綱（案）

～夢を育む教育・協育を目指して～

はじめに

今日、社会における高度情報化やグローバル化が大きく進み、私たちを取り巻く環境は、想像以上の速さで変化するとともにコミュニケーションの方法や価値観が多様化しています。

また、少子高齢化、核家族化の進展に伴い、生産年齢人口の減少を始め、人間関係の希薄化や家庭の孤立等が懸念される中、子どもの安全、子育て支援、まちの活力維持等が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、教育行政においては、子どもの命を守るとともに、子どもたちが大きな夢や高い志を抱き、自らの人生を切り拓き、生き抜いていくために必要な力を育むこと、また、市民が心豊かに生きがいをもって暮らせる環境を充実させていくことが重要です。

小中一貫教育における義務教育9年間を見通した子どもの育成や市民が地域で生き生きと暮らせるよう、生涯にわたり学べる環境づくりを進めていくことが必要です。

未来の宝である子どもたちが夢と希望をもって力強く将来へ歩みを進めることができるよう、教育改革を進めるとともに、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、関係団体等との連携を深め、市民に信頼され、期待される教育の実現を目指します。

市の教育の更なる充実に向け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱をここに策定します。

平成 27 年 月 寝屋川市長 北川 法夫

基本理念：『夢を育む教育・協育』

教育とは人づくりであり、社会全体が協力関係を築き、共に学び合い、共に育み合うことが重要です。

地域社会を構成する人と人が相互のネットワークを形成し、地域に根付いた文化やコミュニティの下、互いに支え合うことで、未来の宝である子どもたちや市民の夢を育む学びのまちづくりが可能となります。

ついでには、「学校」、「家庭」、「地域」、「市」がそれぞれに自律し、それぞれの役割を担い、同じ理念を共有して、連携・協力する中で、共に子どもや市民の夢を熱意と優しさをもって見守り、育てる、「夢を育む教育・協育」を推進します。

対象期間等

策定から概ね4年間（平成27年度～平成30年度）の大綱とします。なお、大綱が示す基本理念の実現に向け、実施計画を策定し、取り組んでいくこととします。

また、そのため市の限りある貴重な経営資源を効率的に活用し、市の様々な部局と教育委員会が相互に協力、連携し、行動するものとしてします。

それぞれが自律し、役割を担い、同じ理念を
共有する中で連携・協力し、熱意と優しさをもって
見守り育てる、夢を育む教育・協育の推進



※「協育」とは、学校、家庭、地域、市がそれぞれに
協力して推進する教育という趣旨を表す造語です。

基本理念を支える4つの基本方針

「夢を育む教育・協育」を基本理念とし、4つの基本方針を根幹に据え、戦略的かつ総合的な取組を推進します。

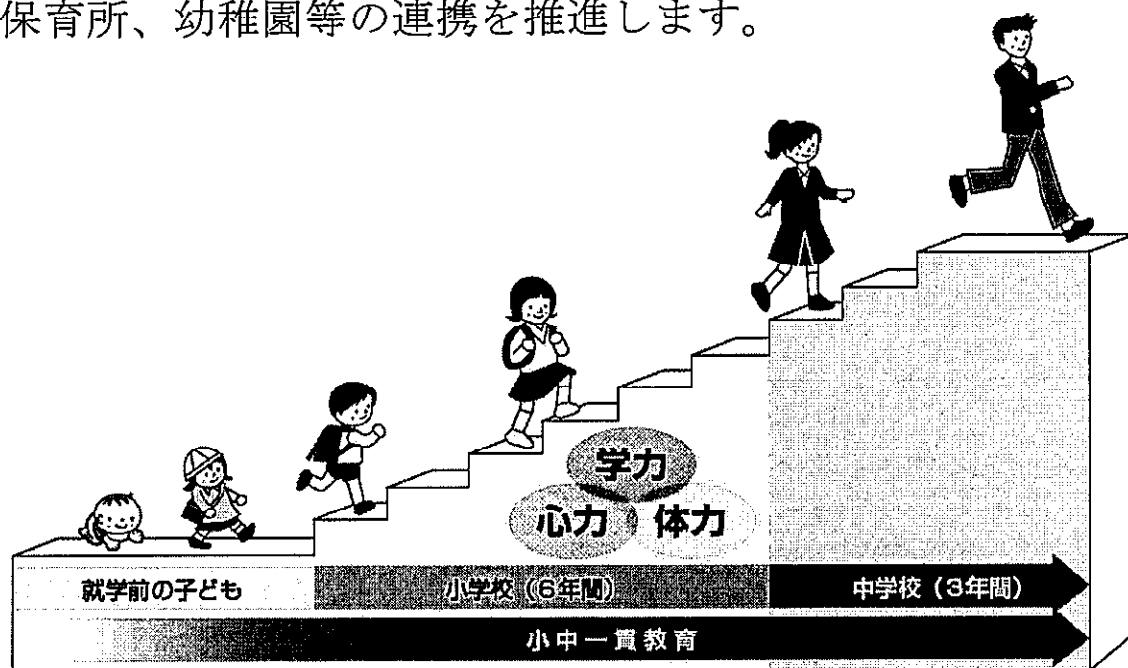
生きる力、学ぶ力を育む

社会の高度情報化やグローバル化の進展などへの対応を始め、社会生活に必要な思いやりや豊かな心の醸成など、将来を見据えた子どもたちの「生きる力」を育みます。

特色ある中学校区づくりを進める中、英語教育やICT教育等の取組を推進する等、子どもたち一人一人の自ら学ぶ力を育み、学力・心力・体力の向上を図ります。

特に、小中一貫教育においては、家庭・地域との連携をより強化し、新たな体制や制度構築を進め、次のステージへの飛躍を図ります。

また、幼児一人一人の発達や特性に応じた指導を行うなど、特色ある幼稚園づくりに取り組むとともに、小中一貫教育を見据えた保育所、幼稚園等の連携を推進します。



安心して学べる環境で育む

次代を担う子どもたちが安心して学び、夢や希望を持ち、未来へ力強くチャレンジすることができる教育環境を充実するため、子どもの命に関わるいじめへの対応はもとより、ソフト・ハード面を問わず、様々な側面から教育環境の整備を推進します。

また、市の関連する施策や事業と相互連携を図り、相乗的により高い効果が得られる体制づくりを進めます。

地域の絆で育む

子どもたちは、まちの発展に限りない可能性を秘めた未来の宝であり、その育成は、多様な経験と知識を有する地域の貴重な「人財」に支えられています。

人と人がつながる「地域の絆」、またそこから生まれる地域の教育力をいかし、学校、家庭、地域が共に支え合う強固なネットワークの中で、青少年の居場所の充実や青少年リーダーの組織づくりの強化など、青少年の健全育成を推進します。

生涯の学びを育む

市民が積極的、継続的に学習、文化芸術、スポーツ活動に親しみ、豊かで充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じた学びやスポーツを発見し、活動できる環境づくりを進めます。

また、市民の活動に係る成果を発表できる場の提供や、知識・技術をいかせる機会の拡充等に努めます。